

令和 2 年度における温室効果ガス等の排出の
削減に配慮した契約の締結の実績の概要

令和 3 年 5 月 27 日
日 本 年 金 機 構

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 令和 2 年度における環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（E S C O 事業）に係る契約、建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び廃棄物の処理に係る契約に関し、令和 2 年度においては電気の供給を受ける契約について、裾切り方式による契約を 1 件締結しています。

また、自動車の購入に係る契約について、総合評価落札方式による契約を 8 件（計 1 1 1 台）締結しています。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

令和 2 年度における物品・役務の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境への負荷の少ない物品・役務の調達に努めました。